

確認テスト

所属 _____

氏名 _____

権利擁護／虐待防止①基礎知識編～③権利擁護に関する法制度

1) あなたは他の介護職員がご利用者を何度も何度も叩いているところを発見しました。高齢者虐待防止法に基づくと、あなたがとるべき行動はどちらだと思いますか。

1. 介護職員に叩いていた理由を問いただす。
2. 通報する。

2) あなたはある利用者から「介護職員に叩かれた」と聞きました。叩かれたと思われる部位をみると、赤くはれ上がっています。高齢者虐待防止法に基づくと、あなたがとるべき行動はどちらだと思いますか。

1. 介護職員に叩いていた事実を確認する。
2. 虐待があったことを通報する。

3) 通報先はどこ？

1. 都道府県
2. 市町村

4) 虐待を発見した介護職員が通報しやすいように高齢者虐待防止法では、ある規定が設けられています。それはどんな規定だと思いますか。

考えるヒント：この規定がないと安心して通報できない。

5) 高齢者虐待防止法では、「身体的虐待」「介護等放棄（ネグレクト）」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5つを虐待だと定めています。しかし、これらの虐待を行っても、同法では罰則規定がありません。それはなぜだと思いますか。

考えるヒント：法の目的が関係している。

6) 施設の介護職員であっても消費者保護に関する知識が求められてきています。それはなぜだと思いますか。

考えるヒント：通信機器の発達

7) デイサービスを利用している一人暮らしのAさんの家を訪問すると、Aさんに宅配業者が大きな荷物を届けているところでした。Aさんは「2週間ほど前に、布団の訪問販売の人が来て、いらないと何度も言ったのに帰ってくれず、根負けして購入してしまいました。どうにかならないものでしょうか」と困り顔です。次の対応のうち、適切なのはどちらですか。

1. クーリングオフ制度の期間（8日以内）が過ぎているので、解約する方法はない。
2. 「消費者生活センターに連絡してみたらいかがでしょうか」と情報を提供する。

8) 日常生活自立支援事業を利用している A さんは、客観的に見て必要ないと思われる日用品をいつも購入します。同制度を使って、購入契約を解除できますか？

1. 解除できる
2. 解除できない

9) 任意後見制度を利用している B さんは、客観的に見て必要ないと思われる日用品をいつも購入します。同制度を使って、購入契約を解除できますか？

1. 解除できる
2. 解除できない

10) 成年被後見人 C さんは、客観的に見て必要ないと思われる日用品をいつも購入します。同制度を使って、購入契約を解除できますか？

1. 解除できる
2. 解除できない

権利擁護／虐待防止①基礎知識編～③権利擁護に関する法制度

1) 解答 2. 通報する。

<解説>

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに通報しなければならないと通報義務が規定されています。この事例では、何度も何度もたたいていることから、生命又は身体に重大な危険が生じている場合と判断できるので、通報義務があります。

2) 解答 2. 通報する。

<解説>

高齢者虐待防止法では、「養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに通報しなければならない」と規定されています。

「虐待があった」ではなく、「虐待の疑いがあった場合」に通報義務があります。

施設における虐待の相談・通報者で最も多いのは、当該施設職員です。

当該施設職員	23.4%	
当該施設元職員	8.3%	
当該施設管理者等	12.3%	小計 44.0%
本人	1.8%	
家族・親族	17.6%	小計 19.4%
その他	36.6%	合計 100.0%

3) 解答 2. 市町村

<解説>

高齢者虐待を発見した時の通報先は、市町村です。地域包括支援センターも通報先となりますが、通報を受けた後の対応が市町村直営と委託のセンターでは違います。市町村直営のセンターは立入調査ができますが、委託のセンターは立入調査できません。

4) 解答 通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

<解説>

高齢者虐待防止法では「通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない」という規定があります。この規定がないと、「チームの輪を乱した」「まずは報告だろ。職務規定違反だ」と不当な扱いを受けることがあるからです。この他に「公益通報者保護法」も適用され、通報者の保護が図られています。

5) 解答 (例)

- ・虐待したことに対して罰するのではなく、虐待を防止することが目的だから。
- ・養護者の支援が目的だから。 などなど

<解説>

高齢者虐待防止法では、「高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする」と規定されています。そのため罰則は規定されていません。虐待行為が罰せられる場合は、刑法などが適用されます。

6) 解答 (例)

- ・携帯電話を持っている高齢者の増加に伴い、電話勧誘による契約トラブルが増えている。
- ・インターネットを通して、認知症の人であっても商品購入の契約が簡単にできてしまう。 などなど

<解説>

通信機器の発達などによって、以前とは違った法的トラブルの発生リスクは高まっています。多くは居宅によって発生していますが、施設でも発生する恐れがあることを意識しておくことだけでもトラブル防止になります。

7) 解答 2. 「消費者生活センターに連絡してみたらいかがでしょうか」と情報を提供する。

<解説>

契約解除と言えば、クーリングオフ制度が思い浮かぶますが、その他にも契約解除する方法はあります。

クーリングオフ制度（特定商取引法）による契約解除

対象は、訪問販売、電話勧誘、マルチ商法等。

訪問販売、電話勧誘 → 8日以内

マルチ商法 → 20日以内 など ※いずれも書面を受け取ってから。

消費者契約法による契約解除

不当な勧誘による契約した場合は、契約解除することができる。

※この事例では、「帰ってほしい」と何度も告げても帰らなかったところが不当な勧誘（困惑）に当たると考えられる。

8) 解答 2. 解除できない。

<解説>

日常生活自立支援事業のサービスは、「①福祉サービスの利用援助」「②日常的金銭管理サービス」「③書類等預かりサービス」です。日常生活自立支援事業には、成年後見制度のような取消権はありません。

9) 解答 2. 解除できない。

<解説>

任意後見制度は、将来の判断能力の低下を見越して、事前に任意後見契約を行うものです。自分の希望で任意後見人を選ぶことができます。しかし、任意後見人には、被後見人が行った法律行為に対する取消権がありません。

10) 解答 2. 解除できない。

<解説>

成年後見人には取消権は認められていますが、例外事項として、日用品の購入には、取消権が及びません。日用品の購入が例外事項になっている理由は、日用品はそれほど高額ではないので、権利擁護の観点から取り消すことができないものとして定められているためです。

日用品は取り消すことができませんが、法律行為を取り消すことができるのは、法定後見のみです。ご利用者の判断力が低下している場合は、法定後見の活用も視野に入れる必要があります。